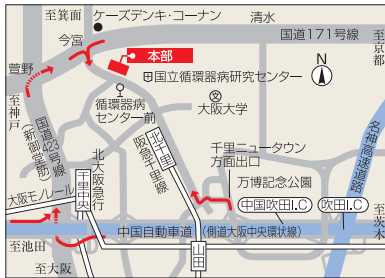


既存建築物の 耐震診断等判定業務

■ 既存建築物の耐震診断等判定業務については、
試験研究センター 構造部 耐震耐久性調査室
までお問い合わせください。



試験研究センター
構造部 耐震耐久性調査室

〒565-0873
大阪府吹田市藤白台5-8-1
TEL : 06-6834-5316 FAX : 06-6834-1230
E-mail : taishin@gbrc.or.jp

委員会(部会含む)は上記の本部、または
下記の大阪事務所にて開催しております。



〒540-0026
大阪市中央区内本町2-4-7 大阪U2ビル5F
TEL : 06-6966-7600 FAX : 06-6966-7680

<http://www.gbrc.or.jp>



第三者機関として、公正中立な立場で既存建築物の耐震診断等の妥当性を判定します

既存建築物耐震診断等判定業務について

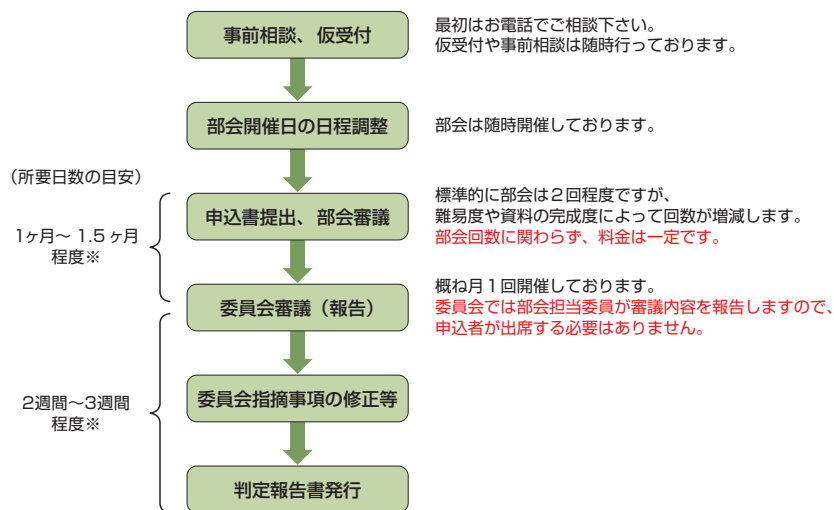
既存建築物の耐震診断や耐震補強については、既存架構の把握および実情に即した対策が必要であり、高度な技術判断が要求されます。そのため、設計者が実施した補強設計について第三者機関がその妥当性を検討し、助言することは、適切な耐震改修を実施する上で有用な手段となっています。

一般財団法人 日本建築総合試験所では、上記耐震診断および耐震補強計画案について、建築構造設計に関わる学識経験者ならびに実務者による「既存建築物耐震診断等判定委員会」を組織し、妥当性の判定を行っています。

対象建築物

原則として、1981年（昭和56年）の建築基準法（新耐震設計法施行）以前に旧基準で設計された建築物（公共建築物・一般建築物の別、規模、構造種別を問いません）を対象としています。ただし、木造・煉瓦造建築物については、建築物の調査内容や診断方法などを確認させて頂いた上で判定受託の可否を判断しますので、事前にご相談下さい。また、当判定委員会では、耐震補強工法に制振ダンパーを使用する場合、時刻歴応答解析による耐震性能の確認をお願いしています。免震改修を含め、時刻歴応答解析による耐震性能の確認を必要とする場合には、事前にご相談下さい。

判定の流れ



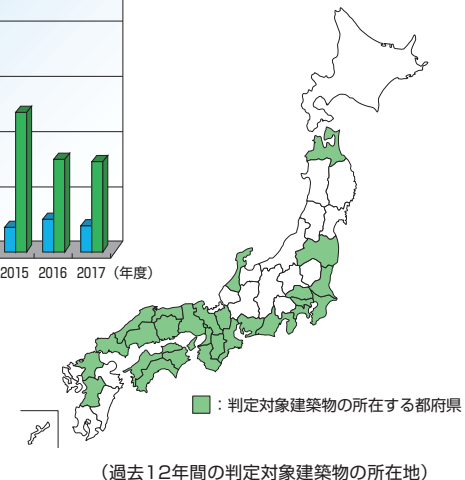
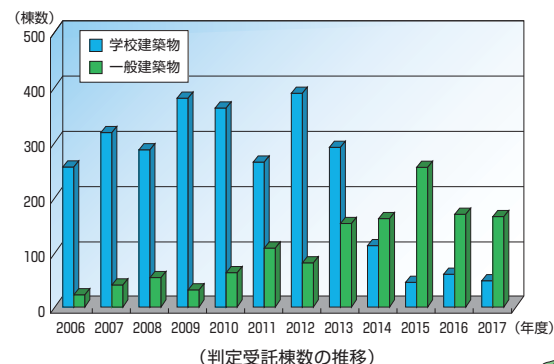
※：実績に基づく標準的な日数を示しています。

実績

学校建築物、一般建築物ともに、数多くの耐震診断、耐震補強計画の判定実績があります。RC造およびSRC造の中高層建築物については、第3次診断法を用いた耐震診断、耐震補強計画判定も多くの実例があります。また、補強工法に制振ダンパーを使用した建築物の時刻歴応答解析による耐震性能評価の判定実績も増加しています。

（判定を行った一般建築物および工作物の例）

庁舎、消防署、裁判所、公民館、集会所、教会、公会堂、ホール、体育館、野球場、競技場
共同住宅、商業施設、事務所、宿泊施設、病院、工場、ごみ焼却施設、煙突
木造園舎、煉瓦造旧銀行 など



まずはお問い合わせください

当法人へお申し込みをお考えの方は、耐震耐久性調査室へお気軽にご連絡ください。
また、耐震診断や耐震補強計画の実施に際して、お困りの点、お悩みの点がありましたら、事前相談の際にお申し出下さい。

一般財団法人 日本建築総合試験所が組織する「既存建築物耐震診断等判定委員会」は、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」（全国耐震ネットワーク委員会）に、登録しています（登録番号：第89号）。